

## 食物資源循環モデル事業実施報告書（概要）

## 1 事業目的（平成22年4月作成）

小平市食物資源循環モデル事業は、資源循環を目標として、食物資源（生ごみ）を分別収集し、資源としてリサイクル（たい肥化）することにより、環境負荷の低減及び焼却施設への負担の軽減や食物資源（生ごみ）の分別収集の市内全域への拡大の可能性を検証することを第一の目的とし、今後は、資源循環の仕組みを計画・実施し、資源循環型社会の実現を目指すことを最終的な目的として行うものである。

## 2 事業の経緯

食物資源循環モデル事業は、生ごみを食物資源と位置付け、分別収集を行う「食物資源循環モデル事業」として、平成22年7月から平成25年6月までの3年間のモデル事業として開始する。

1年目の平成22年7月からは、モデル地区（市内の中心部約4分の1のエリア）を指定し、1グループ5世帯以上で、週1回の回収として実施し、2年目の平成23年7月からは、1年目のエリアを拡大し、市内2分の1のエリアに拡大する。

3年目の平成24年度からは、市内全域に拡大し、週1回の回収で、西武多摩湖線を挟み、東側を火曜日、西側を水曜日とするとともに、1グループを3世帯とし、600世帯の参加を目標とした。併せて、「小平市食物資源循環モデル事業 実施状況報告書（平成24年10月）（以下「報告書」という）」を作成し、継続事業としたうえで、平成29年6月までの5年間延長し、平成25年度からは、毎年、100世帯の拡大を図り、平成28年度の最終目標値を1,000世帯とする。（平成28年度3月現在 980世帯）

## 3 位置づけ

一般廃棄物処理基本計画（平成26年3月策定）では、燃えるごみの多くの割合を占める生ごみについて、発生の抑制と再生利用の推進により、いっそうの減量を進めるため、「生ごみの減量（食物資源の資源化の推進）」を重点施策の一つにあげている。

食物資源循環モデル事業（以下「本事業」という）については、規模の拡大及び、効果的・効率的な食物資源のリサイクルの手法を検討及び充実と定着を図ることとしている。

併せて、食物資源由来の堆肥の活用とし、市内の農地での使用する取組などの検討をすることとしている。

## 4 報告書の構成等

## (1) 事業概要（P1～）

- ① 事業目的
- ② 事業の内容

## (2) 食物資源循環モデル事業の検証（P4～）

- ① 参加条件や募集について
- ② 参加世帯について
- ③ 消耗品について
- ④ 収集及び堆肥化について
- ⑤ コストについて
- ⑥ 事業実施効果について

## (3) 資源循環の仕組み（P14～）

## (4) 今後の事業課題（P17～）

## 【参考資料】

- |                           |
|---------------------------|
| 1 剪定枝堆肥の取扱いについて（平成28年12月） |
| 2 26市の食品廃棄物再背利用の取組状況      |
| 3 土壌分析試験成績書               |

## 5 実施の効果について

- ① ごみ減量と焼却施設の負担軽減、温暖効果ガスの発生抑制となった。
- ② 市民へのごみ減量への意識改革やごみの発生抑制、リサイクル推進の啓発となった。
- ③ 生ごみのカラス被害がなくなり、集積所の清潔を保つことができるようになった。
- ④ グループで参加することによって、地域コミュニティの場となっている。
- ⑤ アンケートでは、「集積所に出すごみの量が減った、家族が分別に関心を持つようになった、グループ同士のつながりが深まった」などの結果であった。

## 6 検証の結果について

参加世帯の満足度も高く、非参加の世帯に対しては、毎年、説明会の実施やパンフレットを作成するなど、継続して、参加を呼び掛けており、この期間、毎年、約100世帯の世帯が増え、収集量も増加傾向にあることから、生ごみの減量化に向けた取組としては、達成したと言える。

併せて、資源循環の仕組みについては、食物資源として、回収したものが、堆肥化され、その後、参加世帯を含め、市の公園や小・中学校を含めた公共施設での活用、園芸農家、果樹農家、野菜農家等での活用がされてきており、仕組みはほぼ確立されたと言える。

## 7 今後の事業課題等

### (1) 事業の統合

本事業以外にも、これまで生ごみの減量対策を実施していることから、各取組を一つにまとめ、「食物資源資源化事業」とする。(食物資源循環モデル事業は、平成29年度から「食物資源循環事業」として実施する。)

### (2) 平成29年度以降の取組み

① 今後、家庭ごみ有料化と戸別収集への移行をするうえで、本事業に参加している市民と参加していない市民との負担感の公平性の確保と、戸別収集と本事業の排出場所からの収集との整合性の整理を行う必要があり、戸別収集の移行及び家庭ごみの有料化までの期間は、これまでのように、100世帯ずつの拡大はせずに一定の整理をする期間とする。

② 堆肥の市内流通にかかる障がい者の就労支援や食物資源(生ごみ)由来の堆肥を利用した農産物の直売にかかる市内農家への支援、小中学校での環境学習支援など、新たな取組みについて試行を含めて検討を行う。

### (3) コスト削減の検討

### (4) 参加世帯の拡大の検討

# 資源サイクル図



専用バケツで収集



- ・公園や公共施設の  
花壇等で利用
- ・小中学校の花壇や農  
園で利用
- ・園芸農家、果樹農家、  
野菜農家が利用、市  
内で販売



- 参加世帯やイベント  
時に市民に配布し、  
ガーデニングや家庭  
菜園で利用



たい肥化工場へ



剪定枝と混合し発酵させ、  
たい肥の完成



たい肥化装置に投入し、攪拌・発酵させる